

第 9 9 回神戸市都市景観審議会
会 議 録

令和 4 年 6 月 8 日

第99回 神戸市都市景観審議会

1. 日 時 令和4年6月8日(水) 午後13時00分～午後13時51分

2. 場 所 神戸市役所1号館27階 第2・第3委員会室

3. 出席者

磯山委員、川崎委員、栗山委員、末包委員、長濱委員、長町委員、
福田委員、松下委員、森崎委員、山下委員、壬生委員、ながさわ委員、
大かわら委員、よこはた委員、浦上委員、藤原委員、金井委員

都 市 局：山本局長、小島副局長、浜田担当部長
原田都心三宮再整備課担当部長

文化スポーツ局：前田文化財課長

経 済 観 光 局：佐藤農政計画課農政企画担当課長
(事務局)

都市局景観政策課：上田担当部長、福本担当係長、宮本担当係長、西尾担当係長ほか

4. 議 案

1. 審議事項

- 1 景観資源の指定について
- 2 景観アドバイザー専門部会 審議結果報告
- 3 公共空間アドバイザー専門部会 審議結果報告

5. 議事の内容

別紙のとおり

開 会

○**上田担当部長** 皆様お待たせいたしました、定刻となりましたので、始めさせていただきます。それでは最初に末包会長より開会並びに議事進行をよろしく願いいたします。

○**末包会長** ただいまから第 99 回都市景観審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席賜りありがとうございます。では、事務局より会議の成立等についての御報告をお願いします。

○**上田担当部長** 会議の成立について御報告いたします。神戸市都市景観審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、会議は委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の出席により成立することになっています。現在、委員の総数 19 名中、16 名の委員が出席されており、本会議が成立していることを御報告いたします。なお久末委員、勝沼委員におかれましては、所用により本日御欠席です。また川崎委員におかれましては少し遅れて御出席の御予定です。

続きまして資料の確認をいたします。事前にお配りしております資料といたしまして、議事次第、議事 1－資料、「神戸市指定景観資源の指定について」【旧柳瀬家住宅】、議事 2－資料「景観アドバイザー専門部会 審議結果」、議事 3－資料、「公共空間アドバイザー専門部会 審議結果」でございます。本日、机の上には座席表、審議会委員名簿、それから「神戸三宮「えき～まち空間」・税関線 景観デザインコード」（報告）説明資料を配付してございます。不足はございませんでしょうか。

会議成立方法と資料確認は以上でございます。それでは末包会長よろしく願いいたします。

議 案

○**末包会長** 早速、議事次第にしたがって進めてまいります。まず議事 1 の「景観資源の指定について」事務局から説明をお願いします。

○**宮本担当係長** 議事 1 は、「景観資源の指定について」になります。資料は議事 1－資料になります。この制度は景観上重要な建築物などを所有者の同意のもとに神戸市指定景観資源に指定し、その保全活用を進めるものになります。なお、この景観資源については神戸市都市景観条例に改正に伴い、令和 4 年 4 月 1 日より従来の景観形成重要建築物等から名称変更したものです。

指定した建築物などについては、市長が定めた管理計画に沿って適切に管理していただくとともに、現状変更などの際に届出をしていただく一方で、修理などについて技術的助言や費用の一部の助成を行ないます。これまでに茅葺民家 9 棟を含む 33 棟を指定しています。

議事 1 は、条例第 31 条第 1 項及び第 32 条第 2 項の規定により、「神戸市指定景観資源」の指定と市長が定める管理計画について当審議会の御意見をいただくものです。今回は、茅葺民家の旧柳瀬家住宅 1 棟を新たに指定したいと考えています。

まずは、本件の概要について御説明します。資料は1ページを御覧ください。旧柳瀬家住宅は神戸市西区櫛谷町長谷に位置します。現在は金属覆いとなっている茅葺の主屋は、明治後期から大正初期に建てられたと伝えられております。茅葺民家は南を向いた四間取り、平入りの民家となっております。

次に指定の理由です。平成30年1月の神戸市都市景観審議会答申「歴史的建築物の保存活用方針について」で示された評価方法に基づき評価を行なった結果、「景観資源としての価値が高く、神戸市指定景観資源の指定により保全活用を図るべきもの」と認められるものです。ただし、現状主屋の屋根が金属葺であることから、景観資源指定後速やかに金属葺を茅葺に復元することを指定時の条件とする予定です。指定後に金属葺を茅葺に復元するめどが立たなくなった場合は指定解除となります。

それでは、「旧柳瀬家住宅の現状及び管理計画（案）」について御説明します。旧柳瀬家住宅が位置する櫛谷町長谷は、西区のほぼ中央部で明石川水系の櫛谷川中流域に位置し、川によって開かれた広い谷底から南北の丘陵地帯へと緩やかに上がっていく段丘面に、大小の集落が点在しており、近世以降の新田開発により水田などが山裾にまで広がる農村風景が形成されました。

一方、昭和40年代以降、地区を挟む南北の丘陵地帯は、西神及び西神南ニュータウンとして開発され、特に長谷地区は幹線道路が交差するため県道沿いを中心に都市化が徐々に進行し、伝統的な農村風景は失われつつあります。

資料は2ページを御覧ください。地区の北側を櫛谷川が南西方向に向かって流れています。また地区の中心を県道小部・明石線が通っており、県道沿いに旧柳瀬家住宅がございます。

3ページに配置図をつけております。主屋は南側を正面にする平入の民家で、西側に隠居や土蔵、東側に瓦葺屋根の付属棟を配した典型的な農家住宅の構えとなっております。平面図は前面スクリーンを御覧ください。オイエ、ナンドの床はフローリングに張り替えられるなど若干の改造はありますが四間取りの原形が残っています。

2階平面図です。2階があるのは東側付属棟及び西側土蔵のみです。

主屋の立面図です。立面図は資料4ページ、5ページにもつけています。こちら北立面図、東立面図になります。次に南立面図、西立面図の塀などを含む立面図になります。

現況の説明をさせていただきます。お手元資料の10ページからになります。前面スクリーンを御覧ください。先ほども申し上げましたが、本物件については景観資源に指定後、所有者が茅葺に復元する予定となっております。こちらは南東側の農地からの景観になります。県道沿いを中心に開発が進み、多様な建物が立ち並ぶ中に主屋の屋根がはっきりと見え、茅葺民家の貴重な姿を留めていることが分かります。また遠くに西神ニュータウンの高層住宅が見え、都市と農村という対照的な風景となっております。

主屋、茅葺屋根の小屋裏を見上げます。小屋組みは又首組と古材が用いられた棟束の併

用となっています。屋中、垂木には丸太が用いられ、竹木舞下地は整然と組まれています。骨組みがしっかりと残っていることから金属覆いを取り払い、茅を葺き替えることで茅葺屋根の復元は十分可能な状況です。東側道路より付属棟を見ます、門越しに主屋の茅葺屋根がよく見えます。付属棟も入母屋形式の瓦葺屋根、真壁造、漆喰塗装といった伝統的な姿を残しています。外構の土塀が、一部破損しており復元することが望ましいです。

県道西側から土蔵、隠居を見ます。土蔵は県道側から目立つ場所にありますが、外壁は漆喰保護のための金属板に覆われ、つたも覆っています。隠居の青い瓦葺も伝統的な農家に相応しい落ち着いた色合いにすることが望ましいです。

主屋・玄関周りになります。風情を感じさせる木製建具や木格子が残っていますが、現在は空き家のため木格子や漆喰壁、杉板張りとともに腐朽劣化が進んでおり修繕が必要な状況です。

最後に県道南西側の景観です。植栽の手入れが必要なものの、県道側から視界を遮るものが少なく、道行く車両からの視認性も非常によいです。茅葺民家の減少が著しい長谷地区にあっては歴史的な景観資源として大変貴重です。

建築物などの概要は以上になります。

次に、資料6ページを御覧ください。管理計画（案）について御説明します。まず保全管理方針ですが、「現在は経年劣化による損傷が著しく、良好な景観を維持しているとは言い難い状態ではあるが、街道からの視認性もよいことから、主屋屋根の金属覆いを取り払い、かつての茅葺の状態に復元するなどの修景を行うことで、都市と農村という神戸を象徴するような風景をなす本地区の景観資源として維持していく。」としています。

次に、部位別保全管理計画です。主屋の茅葺屋根の金属覆いを取り払い茅葺屋根に復元し保全するとしています。また付属棟、土蔵のスレート屋根と隠居の瓦屋根を景観に調和した色彩の瓦屋根に復元し保全に努めることとしています。屋根以外の建築物の外壁、建具や外構についても保全に努めることとしています。資料7～9ページは、これまでに御説明しました景観の特性をまとめた図となっております。

次に、歴史的建築物の景観的評価を御説明します。過去の答申での考え方については、お手元の資料の16～17ページに記載しております。前面スクリーンを御覧ください。まず復元や改修を行う前の現在の景観に対する評価ですが、遠景の評価は「幹線道路からの視認性」、「背景」、中景の評価は「枝道からの視認性」、「前景」、「屋敷構え」で評価できます。

また屋根の評価については、金属葺に錆などが見えることから評価Bとなっており、景観評価と併せた総合評価としてはB相当になります。

次に、茅葺復元後の評価になります。茅葺を復元することにより、遠景の評価として「地域的なランドマークとなっており良好な地域景観を形成している」と言えることから「ランドマーク性」も評価できるようになります。

また屋根の評価としても金属葺から、茅葺の評価A相当になることから、総合評価Sと

評価でき、景観資源の指定に十分な価値があると判断できます。

最後に茅葺屋根の復元後のイメージパースをお示しします。スクリーンを御覧ください。こちらは現在直近で予定している改修の内容も反映されています。現況の金属覆いが茅葺になり、隠居の青色の瓦の色彩や土塀も改修することで景観資源に相応しい建築物になります。

神戸市指定景観資源の指定及び管理計画（案）の説明は以上になります。

○末包会長 ありがとうございます。ただいまの御説明に関しまして、御質問、御異議ありません。

○山下委員 まず景観資源の指定「旧柳瀬家住宅」諮っていただいていることには非常に感謝を申し上げます。西区の市議員でございますので、地域の資源として守っていただくことに関しては本当にありがたいなと思っているのですが、現況、私もよく知る建物でございます。近所、日頃から通っているよく使う幹線道路ですから、先日、確認しに行っただけです。御質問したいのは結局、景観の角度です。先ほど示された資料によりますと南東側から見た景色、ここから見ると確かに茅葺のコントラスト等が非常に映えるんですけど、逆に幹線道路に無茶苦茶近いところ、隣です。幹線道路から見ると全然、目立たないんですね。さっき青い隠居の屋根が見えていましたけど、あっちばかり目立つんですね、正直。そういった意味であるとは今、植栽が鬱蒼としていて、現状で言う「旧柳瀬家住宅」というものが、神戸市のいわゆる非常に保存すべき建物であるというイメージは全くないわけです。ですので、結局、改築して茅葺に直して、外構とかもしっかり直してということによって、訪れる人たちがどのようなアプローチでこの建物に近づいて利用していくのかということはどういうふうに想定しているのか、私どうしても幹線道路沿いからの視点でしか話ができないので、その点のところはどのようにお考えなのかお答えいただきたいと思います。

○上田担当部長 ありがとうございます。御指摘のように現状で言うと、お手元の資料でいきますと10ページのところに写真ございますけれど、10ページの右上の写真でありますとか、あるいは下の中ほどの写真、かなり大木が周囲に茂っております。茅葺の屋根自体が見えにくい状態に現状なっております。所有者の方は、今現在ここに住んでおられなくて、空き家状態になっているということでこれを改修の上、賃貸に出したいという意向を持っておられます。やはり、茅葺自身を少し今後、目立たせていきたいというふうな意向も持っておられますので、こうした周辺の樹木関係、この辺りを一部伐採あるいは剪定をして、茅葺の屋根が幹線道路からもよく見えるような形にしていくという予定にしております。メインの視点は、やはり先生言っておられる幹線道路側かなというふうには思っております。

以上です。

○山下委員 ありがとうございます。資料の8ページに大体、景観特性というのが書い

であるんで参考になろうかと思うんですけど、地域の旧柳瀬家住宅のみならず農村の古きよき景観という意味合いにおいては、この辺の面的な価値というのも結構あると思うんですね、ですから通過する間にも似たような建物いっぱいあるんです、小部・明石線沿いには、これが茅葺屋根であるということが視認できるような形にまでもっていただかないと、価値が、せっかく指定いただいているのにもったいないと思いますし、その後ろに広がる農村風景というのも、これも車では見えません。この辺は散策してみないと分からない価値ということありますんで、そういったところも加味して今回のいわゆる審査において認定された暁には、景観資源としても保全を心がけていただきたいなとお願いしておきたいんですけども、その点は大丈夫でしょうか。

○上田担当部長 説明の中でも少し触れましたのですけれども、現在、金属で覆われているという屋根ですけれど、茅に戻していくということにしておりますので、茅葺を景観資源として十分活かしていけるような形で、それ以外の外構等の整備も十分行っていくということでございますのでよろしく申し上げます。

○山下委員 確認いたしました。ありがとうございます。

○末包会長 ほかございましたら、長濱さん。

○長濱委員 少し樹木とお庭の話が出たので。委員の御指摘はよく理解します。当然、景観資源の指定に当たって資源の保全した時の見える化というか、まさにシンボルとして合わせていこうというのは理解できます。一方で、保全・保存を考えたときに、2つの側面があって、1つは史実的な記録としての評価と、まちとの関係でシンボルというか、そういう側面の2つがあるんですね。安易に木を切ってしまうと、農家というのは庭と一体的なところで作業場であったりとか防風効果ですね、恐らく多分、防風的な話も含めて木を植えられている、今、少し大きくなり過ぎて少しすかしたりとかしないといけませんが、やっぱりその生活様態みたいな形式を庭も含めて残していかないと、前者の史実的な記録という意味では、せっかく保全したのに今の間取りも残っているというのが史実的な記録なので、その辺りは少し保全の記録性、そこも加味されて当然そこがマッチして地域の景観シンボリックな効果ももたすほうがよいとは思いますが、あまりそっちを無理して史実に記録としての劣化みたいなことは少し気をつけたほうがよいかなと思います。

○森崎委員 相当、金属屋根取って青い瓦取って大変な負担やと思うんですけど、これは神戸市がお金出すんですか、修繕代というか改修代。それと併せて茅やから25年とか30年ぐらいで、葺き替えるとか、挿すとか色々せんとあかんのですけど、メンテめっちゃ大変なんですけど、これ本人から言うてきたんですかね。そういった担保というのは、お金のことも含めて担保なんですけど、うまくやれますよねという感じなんで、ぜひやってほしいねんけど、その今の原資はどうなってるんですかね。

○上田担当部長 元々、所有者の方が、建物に強い愛着をお持ちで保存したいという意向を持っておられるということで、市に相談来られまして、景観資源の指定によりまして、

改修費用の一部が助成できるということになってございます。具体的には、修景に要する費用の2分の1かつ500万円というのが上限でございます。当然、今回の改修によって、それらを大きく超えて出費をされることにはなりません。今回、空き家活用ということで賃貸に出される予定でございます。こういった保全しながら賃貸に出すような取組をやっておられる不動産事業者の方がおりまして、そうしたところが今後一緒にやっていくこととなりますけれども、見込みとしましては、そこで得られる賃料で、今後のメンテナンス費も含めて回収していけるというようなスキームを今、現在、組んでおられるというところでございます。

○森崎委員 今のよく分かりました。よろしくをお願いします。

もう一つ、根幹的な話ですけど、景観の話なんですけど、あの道、僕もよく通るんです。山下委員とか長濱さんおっしゃったように道と畑から見た空間、全然違うんですね、この場所というのは、むしろ茅葺にしていく方向に向けての話で、沿道というんですかね幹線道路、小部明石線の整備とかいうこととか、少しルールまではいけへんと思いますけど、調整していかないとお隣の建物とか周辺ばらばらですよ、あそこ。これだけ散髪して茅を見せてあまりにも目立たて過ぎると環境的にそぐうのかなというのが、僕ちょっとよく分からんですけど、多分よく通る中での話ですけど少し景観の意識を高めるような方策、パンフレットを作って撒くとか、オーナーさんに何かするとか、結構、和風建築ようさん残ってるんですここは、なのでうまくやると相当うまいことになると思いますんで、ぜひ行政的な力で強化をしてほしいと思います。よろしくをお願いします。これは希望です。

○末包会長 今後の検討課題としていただきたいと思います。

ほかございましたら。

○川崎委員 今の森崎先生の意見と私も同じ意見を持っておりまして、ここの地域、全体、ニュータウンの開発以外のところも川に沿ってずっと田園が周りを取り囲むような形で全体像ができあがっていて、ここは都市計画的には調整区域になっているんでしょうか。ここの地域は塀で取り巻くような形で田園がずっと周っているんですけど、これは市街化調整区域になっているんですね。

○上田担当部長 はい。市街化調整区域です。

○川崎委員 そのほかの市街化調整区域で建つ建物とかもあると思いますし、それから先ほどの森崎先生だけじゃなくて、神戸市として面的に田園風景をきちっと守るという決断があるかどうかということが私、気になったところで。

そうであるとする森崎先生が言われるように、ここで賃貸という一つの収益が上がるような形での維持保存が提案できるとすると、パイロットスタディ的な役割を果たすので、これが成功するというためにやっぱり支援してあげるといことは必要で、そういうところの歴史的地域の保全、町家保全だとか何とかというのは、空き家バンクだとかそういうものをマッチングしたり、収益を上げるためにいろいろとやっても、あまり大きな収益が

全体的に上がってないところが多いので、それはバックアップしてあげるといふか、リーダー的な人たちが出てくると、そういう人たちも含めて仕組みづくりを、全体として、やっぱりやっていく必要があるのかなと思ってました。

そういうため池とか水路とかの文化的景観も、もともと農業活用していた時期があり、今も田園があるんで、これ農家なわけですよ。建物は新しくなっても、農家をやる作業場であるとか敷地の構成力というのはしっかりと農家の構成力を持っているわけであって、今回、たまたま古い建物なので景観審議会でこういう形で取り上げられてますけれども、一つのパイロット的な象徴的なシンボルとしてはあるんでしょうけど、全体でそれはやっぱり考えていく必要があるのかなと思っていました。用水路だとか、そういうところの保全についても、散策道とか場合によっては観光的な意味合い、エコツーリズム的な意味合いと併せて、そういうことも考えていく必要があるのかと。

以上です。

○末包会長 いかがでしょうか。

○上田担当部長 資料8ページのところがございますように、県道沿いにぼつぼつと農家あるものの、非常に散発的でございますして、少し面的なところの意味合いで言いますと、少し離れた樋谷川沿いとか、あるいは流域の近くであるとか、楢円で囲ってますようなまとまりのある集落というのは周辺部分にはあるというところで、こういったところも含めて少し面的な形で、どういうふうに関後、農村としての景観を守っていくかということについては、農政部局で人と自然の共生ゾーンの中の里づくり協議会といったような取組の中でやってございますので、そういったところと連携しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○末包会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか、ほかございますか。

○藤原委員 意見というよりも質問させていただきたいんですけども、何のために指定をするのかということなんですね。もちろん歴史的な建築物を保全・維持していくと、それはもちろん分かるんですけども指定されたあと、それが市民にとってどうなのということだと思ふんですね。ですから、先ほどパンフレットとかそういう話もありますけども、これはこうこうこういう意味で歴史的な分も含めてまたは景観的なものを含めて指定されるんだと、そういったことを市民に広く教えるだとか、見方をレクチャーするだとか、あるいはここ単品でなくて、このような類のところはここと、ここと、ここにありますがとかですね、そういったことをやっていかないと指定して終わりみたいな、一市民にとってみたらそういう気がするものですから、指定したあとのどういったことをアクションされるのか、その辺について教えていただきたいんですけども。

○末包会長 お願いできますか。

○上田担当部長 ありがとうございます。確かに市民の方への情報提供と発信というのは非常に重要なところと考えてございまして、一つは神戸市では今、茅葺民家の魅力を発

信じていきたいということで、インターネット上のポータルサイトの整備をしております、「神戸かやぶき古民家倶楽部」という名称で立ち上げておりますけれども、こういったところを通して指定された物件、それ以外の茅葺の物件もたくさんございますので、そういった魅力的な建物ないし地域が神戸にはあるんだということについて、発信をし、活用をしていただきたいということで考えているところでございます。

○末包会長 指定に留まらず利活用も含めて積極的に考えていておりますので、その点、御安心いただければと思います。

ほかございましたらお願いします。

○ながさわ委員 利活用というところですけども、今回、経費をかけて金属屋根を外して、景観を保てるようにするんですけども、どういった利活用を想定されてるのか、例えば民宿関係するのか、調理室にしたりとか、オーナーさんの思いと神戸市の思いと一致してるのか、その辺の相違があるのか何かそういう考えはあるのかどうか、その辺教えていただきたいです。

○上田担当部長 オーナーさんの考えは、今回、違う用途に転活用しようというところまでは考えておられないということで、いわゆる賃貸住宅として貸したいというところがございます。一般に公開されるということではございませんけれども、建物として保全されるということで、一般の方は外観ですけども見ることはできるというふうなことにはなるのかなと思います。神戸市としても、そういった形で維持・保全していただけるということで今回、指定させていただきたいと考えているところでございます。

○ながさわ委員 分かりました。そうすると住居ということでしたら外観、景観はあくまでも指定されたとおりのことなんですけども、中身に関しては今の近代的な、現在私たちが住んでるような形にして改装するのは、設備を導入するのは問題ないということなんです。

○上田担当部長 近代的な設備を取り入れられるということについては、特段、問題はございません。

○末包会長 保全計画というところで、こういうところは保全するという場所が決まっておりますので、言及している部分はちゃんとやっていただくと、ただ言及していない部分に関しましては、あくまで所有は所有者になりますから、所有者の選択の範囲内で行っていただくということになるかと思えます。

そのほかございましたら。特にないようですので、本件については「景観資源に指定し、案のとおり管理計画を定める」ということにしたいと思えます。ありがとうございます。

次の議事に移ります。2) 景観アドバイザー専門部会 審議結果報告です。個別案件から説明願いますけども、現地点で非公開とすべき案件はありますか。

○上田担当部長 本日は、設計段階協議1件、計画段階協議4件、合計5件、御報告い

たします。

設計段階協議の案件につきましては、既に協議資料が公告縦覧されておりますので、公開で御報告をいたします。これ以外の計画段階協議の案件につきましては、神戸市情報公開条例第10条 第2号 ア 公にすることにより、当該法人の競争上の地位、その他、正当な利益を害すると認められるもの。または当条例では、第10条 第4号 地方公共団体の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が著しく損なわれると認められるものに該当し、附属機関及び有識者会議に関する指針 第7条 第1項に定める非公開とする場合に該当すると考えられますので、これらの案件については当審議会を非公開とするのが適切と思われま

○末包会長 ありがとうございます。いつものとおりですけども、この件に関しましては、会議は非公開といたしますが、まず公開案件から事務局から報告をお願いします。

○福本担当係長 公開案件1件につきまして御報告させていただきます。前面のスクリーンを御覧ください。お手元の資料につきましては、議事2、資料1枚ものになっております。併せて御参照いただけたらと思います。案件名は、「神戸旧居留地91番地プロジェクト」です。令和4年1月24日に計画段階の協議を行い、前回、第98回の景観審議会

で御報告したものです。その後、3月28日に設計段階の協議を行いましたので本日御報告させていただきます。

場所は、中央区江戸町、「旧居留地都市景観形成地域」の区域内になっておりまして、神戸市役所4号館の南西に位置する敷地になっております。高さ約49メートル、地上11階、地下1階の店舗事務所になっております。

計画段階の協議を踏まえまして、

「街区景観の連続性に配慮したエントラス周りの形状変更」、「中低層の立面デザインのバランス調整等」に対応いただきました。

また3月に行いました、設計段階の協議では、

「中低層部を引き立てつつも、建物全体として調和する高層部のコーナー部分のデザインの検討」、「建築物のデザインをいかした照明計画の検討」ということで事業者の方にも意見をお伝えしておりまして、現在、検討を行っていただいているところでございます。

以上、公開案件1件の報告を終わります。

○末包会長 どうもありがとうございました。

ここから当審議会、非公開といたしますが傍聴人の方いらっしゃいますか。

○福本担当係長 今日は、傍聴はございません。

○末包会長 いらっしゃいませんね、でしたら案件の説明をお願いします。

(非公開案件説明)

○末包会長 ありがとうございました。

では次に議事 3、公共空間アドバイザー専門部会の審議結果報告です。よろしくお願ひします。

○宮本担当係長 先ほどの「景観アドバイザー専門部会」は、建築物の計画にかかる景観協議の結果を報告させていただいたものですが、別途、道路・公園などの公共空間の整備に当たり、良好な景観形成を進めるために、専門家の助言を得る「公共空間デザインアドバイザー制度」を、平成 24 年の第 72 回都市景観審議会では報告の上、実施しております。

これまでに道路・公園・歩道橋などの様々な公共空間の整備案件について「公共空間デザインアドバイザー専門部会」から、景観形成にかかるアドバイスをいただいておりますが、このうち工事が完了した案件について御報告させていただきます。

それでは資料 3、「公共空間デザインアドバイザー専門部会 審議結果」を御覧ください。今回、御報告いたします 2 件について所在地と工事の概要などをそれぞれ記載しております。

まず案件 1、「六甲山最高峰トイレ新築工事」になります。こちらは平成 30 年 6 月と令和 2 年 10 月の 2 回アドバイスをいただいております。

事業箇所は六甲山の山頂直前の道路に面した広場になります。

既存のトイレの処理能力が近年不足していたことから、公衆トイレの充実とともにハイカーが休憩できるスペースの確保を目的として、周辺の自然環境と調和した六甲山最高峰に相応しいトイレ及び周辺広場の再整備を実施しました。

いただいたアドバイスは大きく 6 つありまして、

①建築物に対して同化・対比の意識をしっかりとし、素材の選び方やデザインのセンス、現代的な視点をもって検討すること、②ディティールの処理や風景の展開など、コンセプトをしっかりとってデザインを進めること、③ごみ置場や看板や擁壁など、今回整備する部分と併せて一体的な見方でデザインする、④多様な利用を想定し対応できるよう整備する、⑤長く美しく使えるよう、劣化を考慮したデザイン、形、素材を選ぶ、⑥アプローチ部分とトイレの部分を一体的にデザインする、などです。

このようなアドバイスを設計に反映し整備を行いました。

こちらは整備後の写真になります。屋根は穏やかな傾斜を組み合わせ、切妻のラインが連続することで六甲山の山並みになじむ形態としました。また山頂から森の端部は草原風のくさはらをへて芝生広場へとつなげ、広場入り口付近はトイレ前広場や最高峰への導入部として、トイレ及びトイレ前広場との連続性を確保し、全体と調和したシンプルで使い勝手のよい空間を整備しました。

建築材料は、六甲山材や国産材の CLT、下見板等の木材を利用し耐久性を保てるよう木部には木材保護塗料、さらに湿気対策として保護塗料の下塗りには防カビ性の高い材料を採用しました。

工事は令和3年3月に完成し、スクリーンの写真のとおり非常に多くの方に利用していただいております。

続きまして2件目、「鯉川筋歩道拡幅工事」について御報告いたします。令和元年8月28日にアドバイスをいただいております。

工事区間は、鯉川筋の元町駅から栄町通までの約230メートルです。鯉川筋はJR元町駅からメリケンパークなどへ向かう主要な南北動線ですが、交通量に比べ歩道が狭く、滞留スペースがない、違法駐車が多いなど様々な問題があったことから、これらの課題を解消し、都市内の回遊性を向上させるために、歩道拡幅を行うとともに沿道の町並みに合わせてデザインした空間整備を実施しました。

整備案に対しいただいたアドバイスは大きく以下の3点になります。

①歩道はシンプルにし、店舗などを受け止められるデザインとしたほうがよい、②舗装材は経過とともに味わいが出る、グレードの高いものがよい、③点字ブロックはオープンカフェなどを配慮した位置に設置したほうがよい、です。

いただいたアドバイスを参考にした結果、施設帯は既存の地上機器等にできるだけ合わせ、また最低限の施設の設置に留める計画となりました。

こちらは完成後の写真になります。大丸前交差点から南を写しています。シンプルな黒の舗装に、元町商店街の舗装デザインが伸びてきています。歩道の黒のインターロッキングブロックは、天然石を露出させた汚れにくく変色が少ないものを使用しております。

以上で、公共空間デザインアドバイザー専門部会の報告を終わります。

○末包会長 ありがとうございます。

御質問、御意見ありましたら、お承りますが、よろしゅうございますか。

では、「その他」事項になりますが、「神戸三宮「えきまち空間」・税関線 景観デザインコード策定」に関する報告があります。事務局からお願いします。

○西尾担当係長 「神戸三宮「えきまち空間」・税関線 景観デザインコードの策定について」御報告させていただきます。お手元に配付させていただいております資料に沿って御説明させていただきます。

景観デザインコードにおけるこれまでの検討の経緯について御説明させていただきます。まず令和4年2月9日に神戸市都市景観審議会にて審議いただきました。委員の皆様からいただいた主な御意見としましては、「SDGsの考えに関する御意見」や「都心三宮デザイン調整会議の位置づけに関する御意見」等をいただきまして、これを踏まえてデザインコードの修正を行いました。

また、「景観デザインコードをどのように進化させていくのか考えていただきたい」という御意見につきましては、今後、事業が進む中で事業者、管理者経営者等としっかり議案を重ねつつ景観デザインコードの進化をさせていきたいと考えています。

また、「市民向けや事業者向けなど、対象者に応じた冊子の形態を考えてはどうか」と

いった御意見もいただきましたので、市民向けの分かりやすい形態として「概要版」を作成いたしました。本日はその「概要版」を併せてお手元にお配りさせていただいております。

次に令和4年3月25日～4月30日までの期間で市民意見募集を実施いたしまして、16名、36件の意見提出がございました。「歩行者空間の拡大や自転車走行空間に関する御意見」、「緑陰や滞留空間に関する御意見」等について意見の提出がございました。その中で、主な御意見として、「歩行者空間の拡大は世界的な潮流であり、人がにぎわい集うということが今後さらに重要度を増す都市の機能を強化することから大切だと思う」、「フラワーロードの歩道の幅を広くして、歩きやすくしてほしい。なぜなら「自転車とぶつかりそうになって危険な思いをしたことがある」、「観光客の人にも喜んでいただけたらと思う」、「緑や花、ベンチ等を増やし木陰で休める場所がほしい」といった御意見などをいただいております。「その他」も含めまして36件の御意見の内容及び神戸市の考え方につきましては、神戸市のホームページに掲載しております、お手元に記載させていただいておりますURLからも御確認いただけるようになってございます。

続きまして、裏面を御確認ください。令和4年4月23日に「都心三宮再整備フォーラム」を開催いたしました。この場において、景観デザインコードの概要説明をいたしまして、有識者や地域の代表の方々と意見交換を行いました。当日は現地とオンラインの参加者を含めて約160名の方に御参加をいただきました。なお市民意見募集及び都心三宮再整備フォーラムを実施した結果、景観デザインコードの内容に対して特段、修正が必要となる御意見はございませんでした。

こういった手続を経た上で、令和4年6月6日に、「神戸三宮「えき～まち空間」・税関線景観デザインコード」を策定いたしました。現在、市のホームページ上にも掲載しております、お手元の資料に記載しておりますURLよりも御覧いただけるような状況になっております。

事務局からの説明は以上です。

○末包会長 どうもありがとうございます。4月23日のフォーラムは川崎先生、長濱先生に出ていただいたものですかね。どうも御苦勞様でした。ありがとうございました。

御質問、御意見ございましたら。

これからの都心の特に公共空間中心の整備だけではなくて、民間建築の整備に当たっても空間像共有していくというような観点で、共に進んで行くということがデザインコードという、コードという名称にしておりますけど、1つの目標像を共にしようという観点でこういった冊子を作って、市民の方あるいはここに立地される事業者の方、あるいは利用される市民の方等々にも共有いただきたいというような意味でつくっておるものでございます。御質問等ございましたら。

○磯山委員 歩道幅が今回のデザインコードで広がっていくじゃないですか。このとき

に既存建物の外壁改修であるとか、そういう場合に、例えばレッカー車を入れないと駄目であるとか、そういうふうな補修用の車両の歩道上への乗り入れに耐えられるような素材をあらかじめセットするとか、そういうふうな対策はいかがなんでしょうか。

○末包会長 私の認識で言いますと、歩道幅は広がりますけれども建物の改修には我々は今回の整備ではタッチしません。広げた歩道の部分には、そういう耐荷重をかけても大丈夫なような養生とか、あるいは最低限の歩道の仕様に従ったものにはしていただけるといふふうには思っております。議論はしていませんが前提的にそう思っております。

○磯山委員 そうですか、よろしくお願ひします。

○末包会長 ほかがございませんでしょうか。よろしいですか。では終わらせていただきます。

本日の議事は、全て終了しましたので進行を事務局にお返しします。

○小島副局長 本日は、熱心な御議論また貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。次回の審議会の日程につきましては、改めて調整させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

それではこれもちまして第99回 神戸市都市景観審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後13時51分 終了